

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡市長

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	市町村は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・収納・給付に関する事務において取り扱う。
③システムの名称	国民健康保険システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー、業務共通基盤システム等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条) <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL092-711-4129 FAX092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課 TEL092-711-4242 FAX092-733-5441

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30号	・番号法第9条第1項 別表第一 第30号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバ	国民健康保険システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	重要な変更が生じたため。
平成29年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事前	重要な変更が生じたため。
平成29年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事前	重要な変更が生じたため。
平成29年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第30号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法第9条第1項 别表第一 第30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	表記の微調整であるため、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 别表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 别表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条)	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	小川 明子	島崎 直彦	事後	所属長の異動による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局 総務部 国民健康保険課	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課	事後	部署名の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	島崎 直彦	保険年金課長	事後	様式の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 保健福祉局 総務部 国民健康保険課 TEL092-711-4242 FAX092-733-5441	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課 TEL092-711-4242 FAX092-733-5441	事後	部署名の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	記載なし	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	記載なし	十分である	事後	様式の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	記載なし	十分である	事後	様式の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	記載なし	十分である	事後	様式の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転・委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除	記載なし	十分である	事後	様式の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	記載なし	十分である	事後	様式の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	記載なし	十分である	事後	様式の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	IV リスク対策 8. 監査	記載なし	十分である	事後	様式の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	記載なし	十分に行っている	事後	様式の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第30号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法第9条第1項 別表第一 第30号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年1月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	重要な変更が生じるため。
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー、業務共通基盤システム等	事前	重要な変更が生じるため。